



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年6月4日火曜日 第2475号

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出（2件）.....	（医療対策課）... 447
指定自立支援医療機関の指定.....	（障害福祉課）... 447
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	（経営支援課）... 447
公共測量の実施の通知（4件）.....	（道路維持課）... 448
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	（都市計画課）... 449
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	（会計課）... 449
指定道路の指定.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 449
介護員養成研修事業者の指定.....	（中予地方局地域福祉課）... 449
土地改良区役員就退任の届出.....	（中予地方局農村整備第一課）... 449
土地改良区役員住所の変更の届出.....	（"）... 449
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 450
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	（"）... 450

公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	（農産園芸課担い手・農地保全対策室）... 450
-----------------------	---------------------------

告 示

○愛媛県告示第681号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
神南診療所	大洲市新谷乙1186番地1	医療法人緑風会	平成28年5月31日まで

○愛媛県告示第682号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
長谷川病院	四国中央市金生町下分1249番地1	医療法人明生会	平成28年5月31日まで

○愛媛県告示第683号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村時広

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		担 当 し よ う と す る 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	名 称	所 在 地		
有限会社戸田医療器	松山市南久米町971番地5 パドール南久米101号	訪問看護ステーション 四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	平成25年5月1日

○愛媛県告示第684号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産

業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ドラッグコスモス今治別名店
今治市別名字中河原373番地

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野 正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年1月18日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,498.59平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数
51台

イ 駐輪場の収容台数
20台

ウ 荷さばき施設の面積
27平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量
9立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日

平成25年5月17日

- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第685号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(レベル1,000地形図作成)
- 2 作業期間 平成25年5月15日から
平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第686号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(宮内庁陵墓地内測量調査に伴う基準点測量他)
- 2 作業期間 平成25年5月21日から
27日まで
- 3 作業地域 四国中央市妻鳥町

○愛媛県告示第687号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統合管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成25年6月1日から
7月1日まで
- 3 作業地域 四国中央市金砂町

○愛媛県告示第688号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伊予市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 作業種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成25年6月4日から
平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 伊予市

○愛媛県告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西条都市計画道路の変更に

係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第690号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成25年6月4日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
長第2号	大洲市長浜町下須戒甲778番地1	中野浩一	大洲市長浜町下須戒778番地1	大洲市長浜町沖浦甲64番地7	平成25年5月3日

○愛媛県告示第691号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年6月4日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成25年5月24日
- 指定道路の位置
四国中央市金生町下分字板屋860番1の一部及び860番8の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 17.19メートル
 - 幅員 4.00メートル

"	河内正利	松山市和気町二丁目1033番地
"	芳野紀由	松山市和気町一丁目195番地6
"	芳野国広	松山市和気町一丁目217番地
"	芳野恵三	松山市和気町二丁目1019番地
"	浜岡英俊	松山市和気町二丁目972番地
"	小笠原壮一	松山市和気町二丁目1014番地
"	芳野龍男	松山市和気町一丁目220番地
監事	岡本一孝	松山市和気町一丁目225番地
"	芳野宏史	松山市和気町一丁目120番地1
"	芳之内一磨	松山市和気町二丁目970番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	芳野英治	松山市和気町一丁目197番地
"	芳野勝志	松山市和気町二丁目949番地
"	芳野紀由	松山市和気町一丁目195番地6
"	芳野国広	松山市和気町一丁目217番地
"	芳野恵三	松山市和気町二丁目1019番地
"	浜岡英俊	松山市和気町二丁目972番地
"	小笠原壮一	松山市和気町二丁目1014番地
"	芳野龍男	松山市和気町一丁目220番地
監事	岡本一孝	松山市和気町一丁目225番地
"	芳野宏史	松山市和気町一丁目120番地1
"	芳之内一磨	松山市和気町二丁目970番地

○愛媛県告示第692号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年6月4日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指定期日
社会福祉法人松山市社会福祉協議会	松山市若草町8番地2	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年5月23日

○愛媛県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年6月4日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	芳野英治	松山市和気町一丁目197番地

○愛媛県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年6月4日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

役員の種類	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	今村敬三	松山市居相四丁目2番12号	松山市居相四丁目21番12号

○愛媛県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山153番1から 同町横山163番1まで	旧	メートル 4.8~23.0	キロメートル 0.242	
			新	10.5~31.0	0.242	

○愛媛県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 6月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町寺村2623番2地先から 同町寺村2641番2まで	平成25年 6月 4日

公 告

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成26年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成25年 6月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成25年11月8日（金） 学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験（1次募集）

平成26年1月9日（木） 学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成26年2月28日（金） 学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験（1次募集）

平成26年1月10日（金） 学科試験及び面接試験

イ 入学試験（2次募集）。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

平成26年2月28日（金） 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

コース	修業年限	募集人員
農産園芸コース	2年	55人
果樹コース		
畜産コース		
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者（平成26年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) (1)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

(2) アグリビジネス科

コース	修業年限	募集人員
リーダー養成コース	2年	10人
受験資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者（平成26年3月に卒業見込みの者を含む。） (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者（平成26年3月に卒業見込みの者を含む。） (3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者	

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

イ 一般入学試験（1次募集）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

国語（古典及び古典講読を除く。）及び一般教養（数学及び理科）

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験（1次募集）

小論文

イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

平成25年9月30日（月）から10月11日（金）まで

イ 一般入学試験（1次募集）

平成25年12月2日（月）から13日（金）まで

ウ 一般入学試験（2次募集）（実施する場合）

平成26年2月3日（月）から14日（金）まで

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験（1次募集）

平成25年12月2日（月）から13日（金）まで

イ 入学試験（2次募集）（実施する場合）

平成26年2月3日（月）から14日（金）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

(1) 最終学校の調査書

(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）

(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書

(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。